

2026年1月6日
大阪ガス株式会社

電気供給約款の一部変更に関するお知らせ

大阪ガスの電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は2026年2月1日付で電気供給約款を以下の通り変更いたします。

記

1. 電気供給約款の変更内容について

① スマモル賃貸プラン 付帯サービスの変更について

現行の「スマモル賃貸プラン」（以下、「本プラン」といいます。）は、株式会社ビットキーの製品である「スマートロック」（以下、「スマートロック」といいます。）が物件に設置されていることを本プランの適用条件としたうえで、当該スマートロックの利用を付帯サービスとして電気とセットでご提供しております。この度、本プランの内容を見直し、当該適用条件は維持したうえで、付帯サービスからはスマートロックを削除する等の変更を行います。

本変更につきましては、スマートロックの約款上の位置づけを形式的に見直すものであり、お客さまにおかれましては、追加のご負担なく、引き続きスマートロックをこれまで通りご利用いただけるため、ご安心ください。

I. 概要

本プランの付帯サービスとして記載しておりましたスマートロック関連の記述を削除等いたします。

II. 変更に伴うお客さまへの影響について

(ア) スマートロックのご利用について

約款変更後も、追加のご負担なく、引き続きスマートロックをこれまで通りご利用いただけます。

(イ) 電気料金・解約金について

上記の記載のとおり、今回の約款変更はスマートロックの約款上の位置づけを形式的に見直すだけであり、引き続きお客さまにおいてサービスをご利用いただける実態は変わらないため、今回の約款変更に伴う電気料金・解約金の変更はございません。ご理解賜りますようお願い申しあげます。

III. 約款変更内容の詳細

変更後	変更前
<p>3 定 義</p> <p>(52) スマートロック</p> <p>株式会社ビットキーから<u>お客さまが入居する賃貸物件の管理等を行う事業者</u> <u>(以下、「管理会社等」といいます。)</u>が 貸与等を受け、お客さまに提供する、お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで、スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等をいいます。</p> <p>(19) スマモル賃貸プラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次の（イ）から（二）のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。</p> <p>（イ）省略</p> <p>（ロ）省略</p> <p>（ハ）需要場所において、スマートロックが<u>設置</u>されていること。</p> <p>（二）当社が指定する<u>管理会社等</u>からの紹介があり、当社が適当と判断すること。</p> <p>ただし、<u>上記（ハ）・（二）を満たさない場合であっても</u>、当社が適当と判断した場合には、スマモル賃貸プランを適用することがあります。</p> <p>なお、スマートロックの利用にあたっては、<u>管理会社等が定める利用料等を、管理会社等がお客さまに請求する場合がございます。また、株式会社ビットキーがスマートロックの利用規約やサービスの内容を変更した場合、スマートロックに不具合があった場合等、当社</u></p>	<p>3 定 義</p> <p>(52) スマートロック</p> <p>株式会社ビットキーが提供する、お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで、スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等をいいます。</p> <p>(19) スマモル賃貸プラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次の（イ）から（二）のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。</p> <p>（イ）省略</p> <p>（ロ）省略</p> <p>（ハ）需要場所において、スマートロックが<u>施設</u>されていること。</p> <p>（二）当社が指定する、<u>物件の管理等を行なう事業者</u> <u>(以下、「管理会社等」といいます。)</u>からの紹介があり、当社が適当と判断すること。</p> <p>ただし、<u>前2項にかかわらず</u>、当社が適当と判断した場合には、スマモル賃貸プランを適用することができます。</p>

の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

ト 付帯するサービス
削除

(イ) すこやかダイヤル

お客さまは、すこやかダイヤルをご利用いただけます。すこやかダイヤルの提供は、スマモル賃貸プランの需給開始日より開始するものとします。

(ロ) その他利用可能なサービス

(イ) に加えて、次の a から d のうち、いずれか 2 つのサービスをご利用いただけます。ただし、利用可能なサービスは管理会社等にて指定するものとします。

ト 付帯するサービス

(イ) スマートロック

お客さまは、需要場所に施設されています。スマートロックの利用にあたっては、あらかじめ、株式会社ビットキーが定める利用規約に同意いただいたうえで、管理会社等にお申込みいただきます。株式会社ビットキーが定める方法にもとづき、お客さまにてご利用の手続きを完了いただくことで、スマートロックが利用可能になります。

お客さまが所定の期間内に手続きを完了しない場合や、株式会社ビットキーが利用規約やサービスの内容を変更した場合、スマートロックに不具合があった場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

(ロ) すこやかダイヤル

お客さまは、すこやかダイヤルをご利用いただけます。すこやかダイヤルの提供は、スマモル賃貸プランの需給開始日より開始するものとします。

(ハ) その他利用可能なサービス

(イ) および (ハ) に加えて、次の a から d のうち、いずれか 2 つのサービスをご利用いただけます。ただし、利用可能なサービスは管理会社等にて指定するものとします。

② 「スマモル賃貸プラン」の供給エリアについて

北海道・東北・北陸・中国・四国エリアを新設し、供給エリアを拡大します。

変更後	変更前
北海道・東北・中部・北陸・関西・中国・四国・九州	中部・関西・九州

2. 改定後の約款の適用開始時期について

2026年2月1日より改定後の約款を適用いたします。

以上